

事 務 連 絡

平成24年3月23日

法務局民事行政部戸籍課長 殿

地方法務局戸籍課長 殿

法務省民事局民事第一課補佐官（戸籍担当）

DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する戸籍法第48条第2項に基づく届書等の記載事項証明書等の取扱いについて

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又はストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第7条第1項に規定するストーカー行為等の相手方（以下「DV被害者等」という。）の住所、電話番号等DV被害者等の連絡先（以下「DV被害者等の住所等」という。）の記載がある届書等に関する戸籍法（昭和22年法律第24号）第48条第2項に基づく届書その他市区町村長の受理した書類の閲覧又はその書類に記載した事項についての証明書（以下「記載事項証明書等」という。）につきましても、これらの法律の趣旨に鑑み、下記のとおり取り扱うこととしますので、これを了知の上、貴管下支局長及び管内市区町村長に周知方取り計らい願います。

#### 記

#### 1 DV被害者等の住所等の記載がある届書等に関する記載事項証明書等

DV被害者等から、市区町村長に対し、DV被害者等の住所等の記載がある届書等の記載事項証明書等においてDV被害者等の住所等が覚知されないよう配慮を求める旨の申入れ（以下「本件申入れ」という。）がされている場合には、本件申入れがされたDV被害者等の住所等の記載がある届書等（以下「対象届書等」という。）に係るDV被害者等の住所等の記載部分については、原

則として、戸籍法第48条第2項の「特別の事由」が認められないものとして取り扱うのが相当であることから、対象届書等の記載事項証明書等の請求があったときは、DV被害者等の住所等の記載が覚知されないように適宜の方法で処置を施した上で、請求に応じるものとする。

なお、住所探索を目的とした請求については、戸籍法第48条第2項の「特別の事由」が認められないと考えられる。

## 2 本件申入れの方法

### (1) 本件申入れの様式

DV被害者等は、別紙の様式を用いて本件申入れをするものとする。

### (2) 対象届書等の特定

DV被害者等は、対象届書等を特定して本件申入れをするものとする。

### (3) 支援措置決定通知書の添付等

DV被害者等は、本件申入れをする際に、市区町村長から通知されたDV被害者等宛ての支援措置（昭和42年10月4日付け法務省民事甲第2671号民事局長等通知「住民基本台帳事務処理要領について」第6の10に規定する支援措置をいう。以下同じ。）を実施する旨の通知書の写しを添付しなければならない。ただし、当該通知書がない場合には、DV被害者等は、本件申入れをする際に、支援措置の実施を決定した市区町村名を2(1)の書面（以下「本件申入書」という。）に記載しなければならない。この場合において、本件申入れを受け付けた市区町村長（以下「受付市区町村長」という。）は、支援措置を決定した市区町村に対し、当該支援措置の実施に関して電話等により確認し、聴取書を作成することにより、上記通知書の添付に代えることができる。

## 3 本件申入れに関する情報提供

- (1) 本件申入れが対象届書等と同時期（受付市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要がある場合には、本件申入れを受け付けた市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局に対象届書等を送付するまでの間をいい、受付市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要がない場合には、戸籍の記載をすべき必要がある他の市区町村長に対象届書等を送付するまでの間をいう。）にされた場合の取扱い

ア 受付市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要があり、かつ、他の市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要がないとき

受付市区町村長は、当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長に対し、対象届書等を送付する際に併せて、本件申入書の写しを送付する。

イ 受付市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要があり、かつ、他の市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要があるとき

(ア) 受付市区町村長は、当該他の市区町村長にまだ対象届書等を送付していないときは、当該他の市区町村長に対し、対象届書等を送付する際に併せて、本件申入書の写しを送付する。

(イ) 受付市区町村長は、当該他の市区町村長に既に対象届書等を送付しているときは、当該他の市区町村長に対し、本件申入書の写しを対象届書等の写しと共に送付する。

(ウ) 受付市区町村長並びに(ア)及び(イ)により本件申入書の写しの送付を受けた市区町村長は、当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長に対し、対象届書等を送付する際に併せて、本件申入書の写しを送付する。

ウ 受付市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要がなく、かつ、他の市区町村長が対象届書等に基づき戸籍の記載をすべき必要があるとき

(ア) 受付市区町村長は、当該他の市区町村長に対し、対象届書等を送付する際に併せて、本件申入書の写しを送付する。

(イ) (ア)により本件申入書の写しの送付を受けた市区町村長は、当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長に対し、対象届書等を送付する際に併せて、本件申入書の写しを送付する。

(2) 本件申入れが(1)の時期とは異なる時期にされた場合の取扱い

ア 受付市区町村長は、当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長に対し、本件申入書の写しを送付する（受付市区町村長が対象届書等を保存しているときは対象届書等の写しと共に送付す

る。)

イ アにより本件申入書の写しの送付を受けた法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長は、対象届書等を受理し、又は対象届書等の送付を受けた市区町村（アの市区町村を除く。）を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長に対し、本件申入書の写しを送付する。

ウ イにより本件申入書の写しの送付を受けた法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長は、対象届書等を受理し、又は対象届書等の送付を受けた管内の市区町村長（既に対象届書等を当該市区町村を管轄する法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局に送付しているものを除く。）に対し、本件申入書の写しを送付する。

#### 4 対象届書等の管理

3の情報提供を受けた法務局若しくは地方法務局又はそれらの支局の長は、適宜の方法により、情報を管理するとともに、対象届書等の直前に、本件申入書の写し及び着色用紙をとじ込むなどにより、対象届書等を特定する方策を講じる。

また、受付市区町村長及び3の情報提供を受けた市区町村長についても、適宜の方法により、対象届書等を特定することができる措置を講じる。

#### 5 本件取扱いの終了等

本件申入書に記載された期間の満了により、本件取扱いを終了する。

DV被害者等は、期間満了日の1か月前から、対象届書等を同一とする再度の本件申入れをすることができる。再度の本件申入れは、2に準じてするものとし、再度の申入れがされた場合には、3及び4に準じて取り扱うものとする。

## 申入書

申入日 年 月 日

長宛て

私が届出人である（ 届（届出日： 年 月 日））  
の閲覧又は記載事項証明書の請求に応じる際には、住所欄の住所の記載、欄外の連絡  
先の記載等私の連絡先に関する記載が見えないようにする処置をしていただきたく、  
申し入れます。

(申入人)

住 所

氏 名

生年月日 年 月 日生

本 籍

筆頭者

添付書面 住民基本台帳事務における支援措置決定通知書の写し  
(※通知書がない場合、支援措置を決定した市区町村名を以下に記載  
してください。)  
市区町村名 ( )

期 間 住民基本台帳事務における支援期間の満了日まで

連絡先 自宅 ( )  
勤務先・携帯等 ( )

※本人確認欄 住民基本台帳カード・運転免許証・パスポート  
その他 ( )

※受付日・確認

印